

○農林水産省告示第二千百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第一条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣 斎藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

	改	正	前
一・二 (略)			
三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンブロリウム・エトバベート、アンブロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカスフェカーリス、エンテロコッカス フエシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、 $\beta$ -グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級炭化水素類、テルペングル類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタيد、バチルス コアグラーンス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、スマル酸 フラボフオリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リバーゼ及びリシン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤	三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンブロリウム・エトバベート、アンブロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカスフェカーリス、エンテロコッカス フエシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、 $\beta$ -グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級炭化水素類、テルペングル類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう)、中性プロテアーゼ、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタيد、バージニアマイシン、バチルス コアグラーンス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、スマル酸 フラボフオリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リバーゼ、硫酸コリスチン及びリシン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤	三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンブロリウム・エトバベート、アンブロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカスフェカーリス、エンテロコッカス フエシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、 $\beta$ -グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ベクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級炭化水素類、テルペングル類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう)、中性プロテアーゼ、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタيد、バージニアマイシン、バチルス コアグラーンス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、スマル酸 フラボフオリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リバーゼ、硫酸コリスチン及びリシン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤	
四 (略)			

#### 附 則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。